

# 令和元年度 水質分析研修実施要綱

環境省環境調査研修所

## 1 目的

国及び地方公共団体等において環境分析業務を担当している職員が、水質分析測定に関する専門的知識及び技術を習得するとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて、相互啓発及びネットワーク形成を図る。

## 2 期間及び会場

- (1) 期間 令和元年11月28日(木)から12月13日(金)まで(12日間)  
※期間中は受講者全員合宿制となります。

- (2) 会場 環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3  
☎04(2994)9766

## 3 教科内容

次頁のとおりとする。ただし、実習については教科内容に掲げる3つの実習コースのうちから1コースを選択し履修するものとする。

## 4 研修予定人員 45名(内訳 Aコース15名、Bコース15名、Cコース15名)

## 5 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体等において、環境分析に係わる業務を担当している職員で、その経験が概ね2年以上の者  
(2) 研修受講に支障のない健康状態にある者  
(3) 所属長の推薦を受けた者

## 6 研修生推薦の有無

研修生を推薦する場合は、別紙様式による被推薦者の「略歴書」及び「実務経験調書」を添えて、**10月23日(水)までに必着**するよう環境調査研修所所長あて文書により通知すること。

なお、研修生を推薦しない場合においても、前記の推薦期限までにその旨を文書(研修担当者からの事務連絡もしくは公用メールによる連絡でも可)にて通知すること。

## 7 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定のうえ、推薦者にその旨を通知する。

## 8 修了証書の交付

環境調査研修所所長は、所定の課程(原則として1割以上欠課した者を除く。)を受講した者に対して修了証書を交付する。

なお、受講の状態については、研修終了後所属長に通知する。

## 9 経費

次の経費は所属長の負担とする。

- (1) 往復に必要な旅費  
ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。

- (2) 滞在費  
ただし、国家公務員(独立行政法人職員を除く。)については日額旅費を環境調査研修所から支給する。

※次の情報を環境調査研修所ホームページ(URL <http://neti.env.go.jp>)に掲載しておりますので  
ご参照下さい。

◎「研修受講ガイドブック」(研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しております。)

◎「実施要綱」及び「略歴書」・「実務経験調書」様式

○ 水質分析研修教科内容（令和元年度）

1	基調講義	1. 5時間
2	環境水の分析法（重金属類）	3. 0
3	環境水の分析法（有機汚染物質）	3. 0
4	講義（題目未定）	3. 0
5	水と健康	1. 5
6	実習（実習講義、ゼミナールを含む）	5 5. 0
7	その他（開・閉講式、オリエンテーション）	1. 5
合計		6 8. 5 時間

○ 水質分析研修実習内容

コース	実習項目	目的及び方法	実習内容の概要	定員
A	水質中の農薬 （1） GC/MS対象水質基準・要監視項目 4-ノニルフェノール類	前処理及び測定法 （ガスクロマトグラフ質量分析法）の習得	1. 前処理法 固相抽出法 2. クリーンアップ法 3. 測定法 ガスクロマトグラフ質量分析法（四重極型） 4. 精度管理手法	15名
B	水質中の農薬 （2） チウラム、オキシシン銅、アシュラム等 及びLAS	前処理及び測定法 （高速液体クロマトグラフ法および液体クロマトグラフ質量分析法の習得）	1. 前処理法 固相抽出法、 2. 測定法 高速液体クロマトグラフ法（フォトダイオードアレイ検出器）および液体クロマトグラフ質量分析法 3. 精度管理手法	15名
C	水質・底質中の金属類  カドミウム、鉛、亜鉛、クロム、ヒ素、セレン等	告示法およびJIS等に基づく有害金属測定技法及び応用手法の習得  履修項目は一部選択とする。	1. 前処理法 試料分解法、固相抽出法 2. 測定法 ICP発光分析法、水素化物発生原子吸光法、ICP質量分析法 3. 精度管理手法	15名
合 計				45名

注) 都合により一部内容を変更することがあります。

- \* 開講式は10時より行う予定です。9時30分までに入所してください。
- \* 閉講式は13時15分に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。
- \* 帰路の航空機や列車の時間等により、最終日の講義や閉講式等を欠席することは認めません。